

大田市告示第128号

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）第15条の2第1項、第2項、第3項、第4項、及び第15条の4第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の規定に基づき、令和4年度の国民健康保険料の軽減額を次のとおり決定したので、第15条の2第1項、第2項、第3項、第4項、及び第15条の4第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の規定により告示する。

令和4年6月21日

大田市長 楫野 弘和

軽減割合	軽減基準額	区分	基礎賦課額の軽減額	後期高齢者支援金等賦課額の軽減額	介護納付金賦課額の軽減額
7割軽減	基礎控除（43万円）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）	1. 被保険者均等割	17,892円	5,334円	6,720円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	11,760円	3,528円	3,276円
		イ. 特定世帯	5,880円	1,764円	-
		ウ. 特定継続世帯	8,820円	2,646円	-
5割軽減	基礎控除（43万円）+28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	1. 被保険者均等割	12,780円	3,810円	4,800円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	8,400円	2,520円	2,340円
		イ. 特定世帯	4,200円	1,260円	-
		ウ. 特定継続世帯	6,300円	1,890円	-
2割軽減	基礎控除（43万円）+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	1. 被保険者均等割	5,112円	1,524円	1,920円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,360円	1,008円	936円
		イ. 特定世帯	1,680円	504円	-
		ウ. 特定継続世帯	2,520円	756円	-

※給与所得者等とは

一定の給与所得者（給与収入55万円超）

公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

軽減割合	軽減対象	区分	基礎賦課額の軽減額	後期高齢者支援金等賦課額の軽減額	介護納付金賦課額の軽減額
5割軽減	未就学児の被保険者に係る被保険者均等割額	1. 被保険者均等割			
		ア. 下記以外の未就学の被保険者	12,780	3,810	-
		イ. 7割軽減対象の未就学の被保険者	3,834	1,143	-
		ウ. 5割軽減対象の未就学の被保険者	6,390	1,905	-
		エ. 2割軽減対象の未就学の被保険者	10,224	3,048	-